

第 1 号様式

補装具業者登録申請書

令和 年 月 日

墨 田 区 長 様

所 在 地

事業者名称

代表者氏名・印

墨田区における補装具業者として登録を受けたいので、墨田区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第 2 条に基づき、必要書類を添えて申請します。

フリガナ					
事業所名称					
フリガナ					
代表者の氏名 (事業所)					
事業所の所在地	(〒 —)				
連絡先	電話番号			FAX 番号	
取扱補装具種目 (取扱をする種目の左に ○印を記入してください)		骨格構造義肢(*)		眼鏡	
		殻構造義肢(*)		補聴器(*)	重度障害者用意思伝達装置
		装具		車いす(*)	
		姿勢保持装置		電動車いす(*)	
		視覚障害者安全つえ		歩行器	
		義眼		児童用保持具	

※(*)の種目を取扱う場合には、事業所調書の他に、本区が指定する種目別調書の添付が必要です。

第1号の2様式

墨田区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する承諾書

墨田区長 あて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給及び補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具業者」という。）の登録及び補装具費の代理受領（障害者又は障害児の保護者に代わって補装具業者が補装具費を受領することをいう。以下同じ。）等について、下記の各事項を遵守することを承諾します。

記

- 1 墨田区の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、当該処方に基づき、補装具の販売又は修理を行うこと。
- 2 墨田区が別に定める場合を除き、身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡さないこと。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、墨田区が不備な箇所を指摘して補装具業者の負担においてこれを改善すること。
- 4 補装具費支給対象障害者等に対しては懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしないこと。
- 5 補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、墨田区が補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、その者等に代わり補装具業者が受け取ること。
- 6 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなすこと。
- 7 その販売又は修理を行った補装具について、5の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を引き渡した際に、補装具費支給対象障害者等から補装具費支給券に記載した利用者負担額の支払を受けること。
- 8 補装具の販売又は修理に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付すること。
- 9 墨田区に対して補装具費を請求する場合には、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状に補装具費支給券を添えて請求すること。
- 10 墨田区が行う補装具費の支払までの期間は、補装具業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内であること。
- 11 名称又は所在地その他の事項に変更があった場合及び当該事業を廃止し、休止し、又は再開する場合は、速やかに墨田区に届け出ること。
- 12 この遵守事項に違反があった場合又は詐欺その他不正行為があった場合は、当該登録を取り消すこと。

- 1 3 補装具の引渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、補装具業者の責めに帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、補装具業者の負担においてこれを改善すること。
- 1 4 補装具の引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的若しくは病理的变化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後 9 か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の負担においてこれを改善すること。ただし、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 2 8 号) の別表に規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定にかかわらず、修理後 3 か月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)の場合に適用すること。
- 1 5 偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、墨田区からの当該支給額の全部又は一部の返還の求めに応じること。
- 1 6 補装具の製作に関する帳簿及び関係書類を 5 年間保存すること。
- 1 7 登録の有効期間は、登録をした日から 1 年間とすること。
- 1 8 前項の登録の有効期間満了 1 か月前までに墨田区又は補装具業者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われなときは、この補装具業者の登録は有効期間満了の翌日から 1 年延長するものとし、その後も同様とすること。

年 月 日

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

印

第1号の2様式

墨田区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する承諾書（控）

墨田区長 あて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給及び補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具業者」という。）の登録及び補装具費の代理受領（障害者又は障害児の保護者に代わって補装具業者が補装具費を受領することをいう。以下同じ。）等について、下記の各事項を遵守することを承諾します。

記

- 1 墨田区の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、当該処方に基づき、補装具の販売又は修理を行うこと。
- 2 墨田区が別に定める場合を除き、身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡さないこと。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、墨田区が不備な箇所を指摘して補装具業者の負担においてこれを改善すること。
- 4 補装具費支給対象障害者等に対しては懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしないこと。
- 5 補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、墨田区が補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、その者等に代わり補装具業者が受け取ること。
- 6 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなすこと。
- 7 その販売又は修理を行った補装具について、5の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を引き渡した際に、補装具費支給対象障害者等から補装具費支給券に記載した利用者負担額の支払を受けること。
- 8 補装具の販売又は修理に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付すること。
- 9 墨田区に対して補装具費を請求する場合には、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状に補装具費支給券を添えて請求すること。
- 10 墨田区が行う補装具費の支払までの期間は、補装具業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内であること。
- 11 名称又は所在地その他の事項に変更があった場合及び当該事業を廃止し、休止し、又は再開する場合は、速やかに墨田区に届け出ること。
- 12 この遵守事項に違反があった場合又は詐欺その他不正行為があった場合は、当該登録を取り消すこと。

- 1 3 補装具の引渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、補装具業者の責めに帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、補装具業者の負担においてこれを改善すること。
- 1 4 補装具の引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的若しくは病理的变化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後 9 か月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の負担においてこれを改善すること。ただし、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 2 8 号)の別表に規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定にかかわらず、修理後 3 か月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)の場合に適用すること。
- 1 5 偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、墨田区からの当該支給額の全部又は一部の返還の求めに応じること。
- 1 6 補装具の製作に関する帳簿及び関係書類を 5 年間保存すること。
- 1 7 登録の有効期間は、登録をした日から 1 年間とすること。
- 1 8 前項の登録の有効期間満了 1 か月前までに墨田区又は補装具業者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われなときは、この補装具業者の登録は有効期間満了の翌日から 1 年延長するものとし、その後も同様とすること。

年 月 日

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

印

事業所調書

[illegible]

※事業所の平面図及び建物内部・外観の写真を添付してください。

※債権者番号

	—										—	

※申請番号

--	--	--	--	--

※債権者カナ

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

支払金口座振替依頼書(債権者登録用)

(あて先)

令和 年 月 日

墨 田 区 長

依頼人	住所	〒										
	氏名											
	電話						担当者()連絡先()					

今後、私が墨田区から受ける支払金については、下記の口座に振り込んでください。

振込口座	金融機関名	銀 行				本 店						
		信用金庫				支 店						
		信用組合				出張所						
	預金種別	普通預金	当座預金	貯蓄預金	口座番号 (右づめ)							
	フリガナ											
	口座名義											

※主管課処理欄 主管課係名

担当者

電話

口座情報

処理区分 → 1:新規登録 2:変更 3:口座追加 (第 口座
用途区分 → 1:債権債務者 2:資金前渡吏員 3:源泉対象
口座区分 → 1:通常口座 2:前金口座

変更内容 → (処理区分が「2:変更」の時は該当箇所を○で囲む)

所在地 ・ 会社名(屋号) ・ 代表者 ・ 電話番号 ・ 振込口座 ・ ()

収
受
印

※会計管理室処理欄

係員	審査係長	会計管理担当 課長	審査受付・確認
非公開文書・個人情報			
処 理 日			

<< 記入例(依頼人用) >>

支払金口座振替依頼書(債権者登録用)

(あて先)

令和 6 年 10 月 1 日

墨 田 区 長

依頼人	住所	〒 123-4567 東京都墨田区両国1-2-3		
	氏名	株式会社すみだ 代表取締役 隅田川 一郎		
	電話	03-1234-5678	担当者()連絡先()	

今後、私が墨田区から受ける支払金については、下記の口座に振り込んでください。

振込口座	金融機関名	墨田	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
	預金種別	普通預金	当座預金 貯蓄預金	口座番号 (右づめ)
	フリガナ	カ)スミダ	ダイヒョウトリシマリヤク	スミダガワ イチロウ
	口座名義	株式会社すみだ 代表取締役 隅田川 一郎		

<< 注意事項 >>

【氏名】 法人の場合は代表者職・氏名を忘れずに記入してください。

【預金種別】 該当項目を○で囲んでください。

【口座名義】 原則依頼人と口座名義人が一致する口座に限ります。

※本依頼書は、契約等をされている課へ提出してください。

※記入内容に誤りがありますとお振込みできませんので、十分ご注意ください。

※依頼人情報・振込先金融機関・口座情報に変更が生じたときは、再度依頼書を提出してください。